

[illegible]

紙因印綴付(第54条関係)と「第46条関係」は「貨物運送取扱事業法」と「貨物利用運送事業法」と「利用運送事業者等」と「貨物利用運送事業者」と「第64条」「第65条」「一に、いいずれかに、二20万円、三100万円、四(7)、五(5)」は「貨物運送取扱事業法施行規則」と「貨物利用運送事業法施行規則」と「第一種貨物利用運送事業」と「第二種貨物利用運送事業」と「第二種貨物利用運送事業」と「第三種貨物利用運送事業」と「航空運送に係る運送取次事業に関するもの」と、六(4)通運計算事業に関するもの、と七⁹⁰。

第二條 貨物運送取扱事業等報告規則（平成二年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

貨物利用運送事業報告規則

第一條中、「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第五十二條第二項」を「第五十三條第二項」に改める。

第二條第一項中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、地方運輸局長（の下に「国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六條に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、」を加え、同項の表第一号中「外航運送若しくは航空運送に係る利用運送事業又は航空運送に係る運送取扱事業」を「船舶運航事業者の行う國際貨物運送（以下「外航運送」という。）又は航空運送事業者の行う貨物の運送（以下「航空運送」という。）に係る貨物利用運送事業」に改め、同表第二号中「内航運送若しくは貨物自動車運送に係る利用運送事業又は外航運送、内航運送若しくは貨物自動車運送に係る運送取扱事業」を「船舶運航事業者の行う本邦内の各地間における貨物の運送（以下「内航運送」という。）又は貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送（以下「貨物自動車運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業」に改め、同表第三号中「外国人國際利用運送事業又は外国人國際運送取扱事業」を「外国人等による國際貨物運送に係る貨物利用運送事業（以下「外国人國際貨物利用運送事業」という。）に改め、同表第四号中「利用運送事業又は運送取扱事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、「外国

人國際利用運送事業又は外國人國際運送取次事業」を「外國人國際貨物利用運送事業」に改め、同条第二項中「外國人國際利用運送事業及び外國人國際運送取次事業」を「外國人國際貨物利用運送事業」に改め、同条第三項中「貨物運送取扱事業実績報告書」を「貨物利用運送事業実績報告書」に、「外國人國際利用運送事業及び外國人國際運送取次事業」を「外國人國際貨物利用運送事業」に改める。

第四条を削り、第三条中、「利用運送事業者、運送取次事業者、外国人国際利用運送事業者、外国人国際運送取次事業者、通運計算事業を経営する者」を「貨物利用運送事業者」に、「貨物運送取扱取扱事業者」に、「貨物利用運送事業」に、「前条」を「前二条」に改め、「定める報告書」の下に「又は届出た報告書」を加え、同条を第四条とする。

(運賃及び料金の届出)

第三條 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類

三 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

2 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、

更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第六項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和二十四年運

輸省令第四十九号) 第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第二十一條の二十二に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同

令第二十一条の第三項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

第四条の次に次の一条を加える。
(報告書及び届出書の經由)

第五條 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書であつて鉄道運送に係る貨物利用運送事業及び内航運送に係る第二種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれ所轄地

方運輸局長を經由して提出しなればならない。

この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書（前項に規定するもの及び

外国人國際貨物利用運送事業を經營する者が提出するものを除く）は、それぞれ所轄地方運輸局長を逕由して提出することができる。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書（運賃料金設定（変更）届出書を余く。）であつて貨物自動車運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する総務部（支庁）に提出するものとする。

に書を附く。また、食料支重支送に係るものは、それ等支重支送の三ヶ年を事務所の所存たる管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

④ ③の省令に見えし二の地方運輸局長に提出すべき重賃料金没入（没入金）提出書にあつては、貨物目録

この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき運賃料金計定(変更)届出書であつて貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支庁長又は運輸支局長に提出しなければならない。

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書であつて内航運送に係るものは、同令第三十三條第一項第三号の運輸局長又は運輸支局長を総出して提出しなければならない。

のは、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。